

山形市環境審議会

日時：令和5年2月8日（水）午前9時15分～

会場：市役所11階 大会議室

次 第

1 開会

2 審議会委員紹介

3 会長・副会長選出

4 会長・副会長あいさつ

5 協 議

(1) 「山形市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」改定案について

・山形市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定案の概要・・・資料1

・山形市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定案・・・・・・資料2

(2) その他

6 閉会

山形市環境審議会委員名簿（R4.4～）

第1号委員（知識経験を有する者） 12名（敬称略）

氏名	備考
阿曾 隆	市議会議員
佐藤 秀明	市議会議員
浅野 弥史	市議会議員
渡辺 元	市議会議員
伊藤 清郎	山形大学名誉教授（地域教育文化学部）
柳澤 文孝	山形大学名誉教授（理学部） 山形大学 蔵王樹氷火山総合研究所 副所長
三浦 秀一	東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 教授
杉野 誠	法政大学 人間環境学部 教授
本木 康夫	山形市自然環境調査会 代表
志鎌 節郎	山形県立博物館 専門嘱託（植物）
山口 佳子	山形市医師会 理事
峯田 典明	山形県弁護士会 弁護士

第2号委員（関係団体の代表者） 6名（敬称略）

氏名	備考
武田 照子	山形市消費者連合会 調査部長
五十嵐 祐子	山形商工会議所女性会 厚生・福祉委員長
山崎 多代里	特定非営利活動法人 知音 理事長
鈴木 静子	J Aやまがた女性部 部長
土肥 由利子	特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド 事業リーダー
河合 麻衣	特定非営利活動法人環境ネットやまがた 主任

第3号委員（関係行政機関の職員） 1名（敬称略）

氏名	備考
笹 渕 健 市	山形県村山総合支庁保健福祉環境部 環境課長

【任期 令和5年12月20日】

事務局名簿

幹 事 4 人

職 名	氏 名
環境部長	草 苺 早 苗
環境部次長（兼）環境課長	鈴 木 康 雄
ごみ減量推進課長	桜 井 善 彦
環境部次長（兼）廃棄物指導課長	桜 井 武

書 記 7 人

職 名	氏 名
環境計画総括主幹（兼）環境課課長補佐	豊 後 真
環境課課長補佐（兼）自然共生係長	歌 丸 元 章
環境課課長補佐（兼）環境保全係長	遠 藤 操
環境課地球温暖化対策係長	大 泉 享 子
環境課主幹	會 田 善 規
環境課主事	稲 田 駿 介
環境課主事	小 山 和 己

計画改定委託事業者 2 人

職 名	氏 名
株式会社エックス都市研究所 東北事務所 参事	根 本 康 男
株式会社エックス都市研究所 東北事務所 所長	西 村 想

山形市環境審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び美しい山形をつくる基本条例（昭和63年市条例第2号）第12条の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この市に、山形市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、この市の環境計画及び環境施策に関する基本的事項を審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第8条 審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、会長の求めに応じ、特定事項の調査及び検討を行う。
- 3 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 専門委員の任期は、特定事項に係る調査及び検討が終了したときまでとする。

(幹事及び書記)

第9条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の事務を処理するとともに、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 書記は、審議会の事務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 山形市公害対策審議会条例(昭和49年市条例第1号)は、廃止する。
- 3 山形市環境計画審議会条例(平成4年市条例第37号)は、廃止する。